

平成29年度（第1回）府民公募型整備事業委員会の結果概要

1 日 時 平成29年7月14日（金）13：30～17：20

2 場 所 舞鶴総合庁舎（3階）第1会議室

3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

4 結果概要

（1）座長選出について

玉田委員を座長に選出（全委員異議なし）

（2）報告事項について

資料2～5に基づき事務局から報告

（3）意見聴取事項について

玉田座長）

- ・ 本事業は府民との対話が大切だと考えているので、不採択となる場合はその理由など、提案者に分かりやすく返すことを所管課に願います。
- ・ 技術審査では事業対象外となっても、できる限り対応できるように、という視点での意見・提案も委員に願います。

① 中丹東土木事務所所管分について

～ 資料6に基づき中丹東土木事務所から説明

【審査結果】全件、技術審査結果のとおりとする。

<主な質疑応答>

玉田座長）

- ・ 審査番号東66（P78）の事業は必要ではないか。

中丹東土木事務所）

- ・ 河川管理ではなく、通学路を指定されている市が事業主体となるので、市に検討いただくよう情報を提供している。

大槻委員）

- ・ 審査番号東73（P85）について、ガードレールは撤去されることだが、その奥にある電柱は残るのか。

中丹東土木事務所）

- ・ 電柱の管理者と調整する。

② 中丹西土木事務所所管分について

～資料7に基づき中丹西土木事務所から説明

【審査結果】全件、技術審査結果のとおりとする。

<主な質疑応答>

矢谷委員)

- ・ 審査番号西32～34 (P45～47) について、先ほど、中丹西土木事務所が説明された対応基準によれば、実施しないという審査結果になるのではないか。

中丹西土木事務所)

- ・ 同じ対応基準で技術審査を行い、一部実施という技術審査結果となった。

③ 港湾局所管分について (資料8)

～資料8に基づき港湾局から説明

【審査結果】全件、技術審査結果のとおりとする。

<主な質疑応答>特になし

④ 教育委員会所管分について

～資料9に基づき教育委員会から説明

【審査結果】全件、技術審査結果のとおりとする。

<主な質疑応答>

矢谷委員)

- ・ 審査番号1 (P1) について、高さは4mの防球フェンスの設置とのことだが、その高さで問題ないか。

教育委員会)

- ・ 高さは実施段階で再検討する。

⑤ 京都府警察本部所管分について

～資料10に基づき京都府警察本部から説明

【審査結果】全件、技術審査結果のとおりとする。

ただし、審査番号13は、「地元自治体と調整・検討すること。」

<主な質疑応答>

矢谷委員)

- ・ 審査番号13について、「地下埋設物があるので実施できない」という説明であったが、地下埋設物を移設するなど、技術的には可能なので、再度、関係機関と調整・検討いただきたい。

大槻委員)

- ・ 審査番号13について、事前に現地を確認したが、実施できるのではないかと思っている。上水道など地下埋設物の管理者や道路管理者等と調整いただきたい。

姫野委員)

- ・ 地下埋設物の管理者や道路管理者等と調整し、検討する。

⑥ 労働・雇用政策課所管分について

～資料11に基づき総務室（代理）から説明

【審査結果】 全件、技術審査結果のとおりとする。

⑦ 住宅課所管分について

～資料12に基づき総務室（代理）から説明

【審査結果】 全件、技術審査結果のとおりとする。